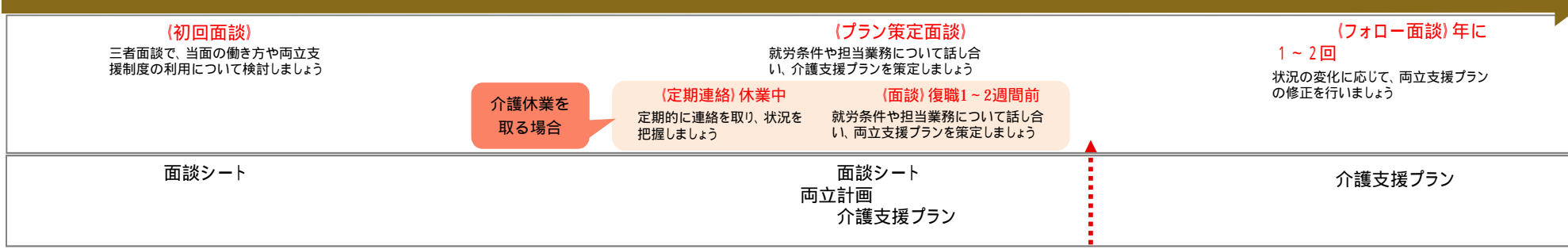


フロー図の見方
 ・制度対象者実施事項
 ・管理職実施事項
 ・人事実施事項

相談・調整期

両立体制構築期

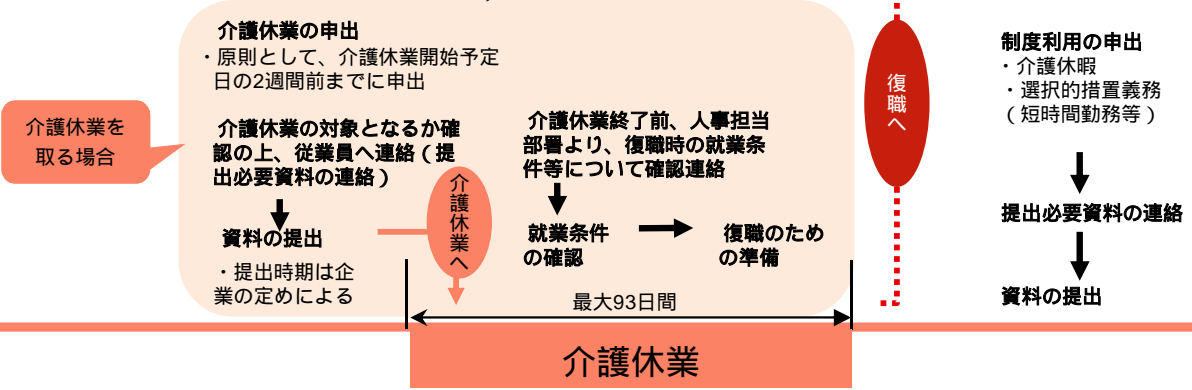
両立期



【手続き等】

報告・連絡	制度対象者 介護サービス関係
	制度対象者 人事・上司
	人事・上司 制度対象者
実施事項	制度対象者

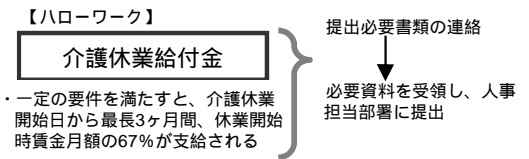
- 要介護認定の申請 (対象家族の居住地の介護保険窓口)
- 介護サービスの計画 (ケアマネジャー等)
 ・ケアマネジャー等と相談し、ケアプラン (施設の場合は施設サービス計画) を策定
- 介護サービスの契約 (各事業所)
 ・計画にもとづき在宅・施設サービスを選択



【支援制度等】

育児・介護休業法	休業制度
	両立支援制度
雇用保険法	公的給付
	保険料免除
介護保険サービス	在宅サービス
	施設サービス
	市区町村のサービス

・介護休暇 (1人につき年5回 (2人以上の場合は年10日) まで) ・所定労働時間の短縮措置等 (選択的措置義務) ・所定外労働の制限 ・時間外労働の制限 ・深夜業の制限
 ・転勤に対する配慮 ・不利益取扱いの禁止



・給料が0円の場合には、個人及び企業の雇用保険料負担なし

地域包括支援センターは、地域における介護相談の窓口であり、まだ介護保険の対象となっていない状態から相談することができる

- 在宅サービス等申し込み……▶ サービス開始
 - 施設サービス等申し込み……▶ 施設等入所
 - 各市町村サービス等申し込み……▶ サービス開始
- ・申し込み方法については、各市区町村へ問い合わせ、必要書類については人事担当部署へ申請

